

新たな過疎対策法の 制定に関する意見書

過疎対策について、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところがある。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよき所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしていく地域である。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

都市に対して、食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場に提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地

国による公的森林整備の推進と国有 林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直し、予定されており、国有林の管理体制の崩壊が危惧される。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、強く要請する。